

情 審 第 2 1 号

平成19年 1 月23日

長 野 市 長 鷺 澤 正 一 様

長野市情報公開審査会

会 長 柳 澤 修 嗣

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年 8 月29日付け18下建第160-2号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

「長野市水道局の積算基準書(独自の歩掛り、単価資料)」(以下「積算基準書」という。)について、非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

(1) 公開請求

異議申立人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し平成18年 6 月29日に「積算基準書」の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、当該情報は、条例第7条第6号イに該当する非公開情報であるとし、平成18年 7 月12日に非公開の決定を行った。

(3) 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った非公開の決定を不服として、平成18年 8 月 1 日に異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成18年7月12日付けで実施機関が行った「積算基準書」の非公開決定処分取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書等において述べている理由は、次のように要約される。

積算基準は既に全国の自治体の多くが公表しており、長野県も全ての積算基準を公表している。条例第7条は、公開請求に係る行政情報に非公開事由に該当する情報が記録されている場合を除き、当該記録情報を公開しなければならないと定めており、積算基準書等はまさに行政文書であることから長野市が公開しないと理由はない。

積算基準を公開したとしても、工事の案件ごとに条件が変化し、同一条件の工事は存在しないことから、入札における予定価格及び最低制限価格等を容易に類推することはできない。従って、積算基準を公開した場合、正当な競争が損なわれ落札価格が高止まりになる、事業者の見積もり努力を損なわせる、談合が一層容易に行われうるなどの弊害があるとする実施機関の説明には理由がない。

4 実施機関の説明要旨

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づいて、平成18年5月23日付けで閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に係る指針」では、地方公共団体においては法令上の制約はないが、最低制限価格及び最低制限価格を類推させる予定価格の事前公表については、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが特に懸念されるとし、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、談合がより一層容易に行われる可能性があること、等の弊害が生じることがないように取り扱うものとされている。

(2) 長野市では、工事の設計に当たって使用する積算単価の一部を、市場調査の上、独自に設定している。この単価を公表した場合、入札に際して事前に金抜設計書を提供していることから、当該工事の設計価格、予定価格及び最低制限価格等を容易に推定することが可能となる。

このため、上記指針が指摘するように、単に設計価格から類推した予定価格又は最低制限価格に近い金額での応札及び落札が考えられ、事業者の見積もり努力を損なうこととなる。また、予定価格及び最低制限価格が容易に特定できることとなれば、業者間では、少しでも高値での落札を目的に談合が行われる可能性もある。このように自らの見積りによらない価格は、必ずしも健全な工事实施が可能な価格ではなく、安全対策の不徹底や品質確保のできない工事が行われるおそれがあると共に、建設業の健全な発展を阻害することにもなる。

(3) また、上記指針では、公共工事の入札に際し、不良・不適格業者の参入排除及び談合等の不正行為の防止の観点から、入札参加者に対して入札金額とその内訳の提出を求め、適正な積算の徹底に努めるとしているが、積算基準書を公開した場合、このような目的のための工事費内訳書を確認する手段がなくなる。

以上の理由から本件公開請求に係る行政情報は、条例第7条第6号イに該当するものであり、非公開とすべきである。

5 審査会の判断

本審査会は、条例第25条の規定に基づき、本件非公開決定に係る記録情報の提示を求めたうえで、異議申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 実施機関が説明するように、本件公開請求に係る積算基準書の数値を金抜き設計書の各項目に当てはめることによって、設計価格が明らかになり、既に実施された他の入札結果から当該入札における最低制限価格等がかなりの精度で推測可能であると考えられる。

(2) また、設計価格及び最低制限価格等が容易に推測できることとなった場合、建設業者の見積努力を損なわせ、あるいは推測されうる価格をもとにした談合が行われる可能性がより高まるとの実施機関の説明は是認しうる。

(3) 従って、実施機関が、本件公開請求に係る積算基準書を使用して設計図書の作成を行い、あるいは当該設計図書に係る工事の契約に関する事務を行う等の事実が認められる間は、当該積算基準書を公開した場合、以後に行われる入札に係る工事の設計価格、予定価格及び最低制限価格等を容易に推測することが可能となり、事業者の見積努力を損なう、あるいは談合を誘発する等のおそれがあると考えられ、本件公開請求に係る行政情報は、条例第7条第6号イに規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると認められる。

(4) なお、積算基準書は概ね一年程度で改定されているため、設計図書の作成、入札等に当該積算基準書が使用されることがなくなり、上記弊害が生じる可能性がないと認められるに至った時は、実施機関は当該積算基準書を公開すべきであり、その時期、方法等についてあらかじめ明らかにすることが望ましいと考える。

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

6 審査会の経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|---------------------------|
| 平成18年 8月29日 | 諮問 |
| 9月25日 | 経過説明 実施機関からの理由説明 審査 |
| 10月24日 | 審査 |
| 12月 1日 | 審査 |
| 12月19日 | 審査 |
| 1月23日 | 答申 |